

グループホームぬくもりの家今富

重要事項説明書

契約書及び入居の概要、管理上の中から重要と思われる事項について、次の通り説明致します。

1. 事業所の概要

事業所種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護保険事業所番号 1292400098号
事業者名	千葉県市原市平田 1428番地 社会福祉法人 清風会 理事長 山崎 雅胤
施設名	グループホーム ぬくもりの家今富
所在地	千葉県市原市今富 678番地 4
電話番号	0436-37-7695
管理者	川上 智子
運営方針	1. 歩んできた人生によって異なる一人ひとりの思いを尊重し、持てる力を最大限に発揮し、生きがいを感じられる生活を支援する。 2. 気づきを大切にし、健康維持に努め、笑顔の絶えない生活を支援する。 3. 利用者に関わろうとする気持ちを大切にし、尊厳の念を持って接する。 4. 心に寄り添い、安心して穏やかな生活が送れる環境をつくる。 5. 人とのふれあいや地域社会との繋がりの中で、心豊かに生き生きとできる暮らしを提供する。
開設年月日	平成21年 5月 1日
更新年月日	令和 3年 4月 1日
入居定員	2ユニット 18名（1ユニット9名）
建物の構造	鉄骨または鉄筋コンクリート2階部分
建物の延べ床面積	1116.55㎡
居室の概要	介護居室 18室（10.02㎡～10.325㎡）
共同施設	食堂・談話介護ルーム・台所・浴室・トイレなど
他の介護保険関連の事業	軽費老人ホーム・地域密着型通所介護事業 居宅介護支援事業・訪問介護事業 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （併設型 空床型）短期入所生活介護事業

2. 職員体制（主たる職員）

職員職種	職員数	保有資格	業務に関連する研修等の受講等内容
管理者(施設長)	常勤 1名	介護福祉士	認知症高齢者グループホーム 管理者研修修了
計画作成担当者 (ユニット兼務)	1名以上 (1名は介護支援専門員)	介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護 実践研修修了
介護従業者 (ユニット兼務)	16名以上(2ユニット) 内各ユニット常勤1名以上	介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事 正看護師 ヘルパー2級 実務者研修修了	認知症介護 実践研修修了

3. 勤務体制

6時～21時の生活時間帯、及び21時～翌朝6時までの夜間・深夜時間帯を、以下の勤務区分帯での職員を配置するとともに、活動時間帯にパート勤務者を配置することで、皆さまに安心して生活して頂ける体制を整えております。

勤務体制	早番 7:00 ～ 16:00	夜勤 16:00～翌日9:00 ※1ユニット1名ずつの夜勤者を配置
	日勤 8:30 ～ 17:30	
	遅番 10:00 ～ 19:00	

4. 管理者の責務

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の管理者は、従業員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うものとする。

5. 利用対象者

- (1) 要介護又は要支援2であって、認知症であるもののうち、少人数による共同生活介護を営むことに支障がない方が利用対象となります。
- (2) 入居後において認知症の症状に伴う著しい精神症状の出現、進行等により、共同生活を営むことに支障が生じるような状態に置かれた場合や常時医療機関において治療する必要があるには、退所して頂く場合があります。
- (3) 入所後の介護認定の結果、自立の判定もしくは要支援1が出た場合には、退所対象者となります。この場合には、退所に向けた必要な援助を行います。

6. 介護サービス計画作成（ケアプラン）からサービス提供までの流れ

- ① 当事業所の計画作成担当者が、介護サービス計画の原案作成やそのために必要な調査などを担当します。
- ② 介護サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、入居者の多様な活動の確保に努めます。
- ③ 担当者は担当者会議などを設け、介護サービス計画を作成します。作成した原案について、ご利用者及び家族、代理人等に対して説明し同意を得た上でサービスの提供をいたします。
- ④ 介護サービス計画（ケアプラン）が、ご利用者及びその家族、代理人等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更がある場合には、ご利用者及びその家族、代理人等と協議して、介護サービス計画を変更します。
- ⑤ 計画作成担当者は、介護サービス計画を作成した際には、当該計画書を入居者（代理人）に交付します。また、介護サービス計画が変更された場合も同様とします。
- ⑥ 介護サービス計画に沿ってサービスが提供されているか実施状況・調整を行います。

7. 提供サービス

- (1) 介護保険対象サービスとして、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護サービス計画」）を策定し、介護サービス計画に基づき、以下の各種サービスを提供します。

① 食事提供サービス

食事は、1日3食、栄養と入居者の身体状況に配慮し栄養士が献立を立てます。原則として、食堂で召し上がって頂きます。

食事提供時間 朝食 7：30、昼食 12：00、夕食 17：30

② 日常生活上の世話

自立支援を念頭に置き、日常の継続に必要な支援・介助を行います。

③ 日常生活の中での機能訓練

日常生活に必要となる身体機能の維持・向上や能力を出来る限り維持できるようなサポートを心がけ、自立支援を促します。

④ 生活相談、援助

日常生活全般に対する相談助言、創意と工夫を生かして自立をめざした生活援助を行います。

- (2) 健康管理、入浴・整容、排せつ清潔保持着替え等の介助
- ・毎日の検温・検脈・血圧測定により、入居者の健康状態の把握・管理に努めます。
 - ・洗面・着替え・入浴介助・整髪・髭剃り・爪切りなど
- (3) その他 介護保険対象外サービス
- 訪問理美容サービス、訪問歯科受診、特別食等提供、レクリエーション等

8. 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人 鎗田病院
診療科目	呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・血液内科 腫瘍内科・糖尿病内科・代謝内科・神経内科 内視鏡内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・乳腺外科 気管食道外科・肛門外科・整形外科・腫瘍外科 頭頸部外科・ペインクリニック外科・外科（内視鏡） リウマチ科・小児科・皮膚科・泌尿器科・放射線科 病理診断科・臨床検査科・救急科・麻酔科・ リハビリテーション科
協力医療機関名	かんざき歯科クリニック
診療科目	一般歯科、小児歯科、矯正、口腔外科

9. 利用料金等

- (1) 介護保険の給付対象となる金額は、関係法令に基づいて定められており、サービスの提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- ① 利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた料金（法定代理受領）とし、給付対象外の項目については全額となります。
 - ② 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）
 - ③ 法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した場合において、利用者又は代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者又は代理人が償還払いを受けることが出来るように、事業者はサービス提供証明書を交付します。
- (2) 介護保険給付対象とならない金額について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

- (3) 介護保険改定により給付額に変更が生じた場合には、変更された額にあわせて負担額を変更します。
- (4) 介護保険給付対象サービス並びに、介護保険給付対象外サービス料金については重要事項説明書（別紙）に記載

10. 料金の支払い方法と清算

- (1) 利用料金は1ヶ月ごとに計算し請求します。料金の支払いは、毎月20日にお届け銀行口座からの自動引き落としとなります。（引落手数料 契約者負担）やむを得ない場合には指定する口座への振込み、あるいは現金持参払いにてお願いいたします。
- (2) 本契約が終了した際、利用者又は代理人が本契約終了日までに払うべき利用料金支払い義務及び、契約書第16条第3項に基づく義務を事業者に対して負担している場合には、契約終了日から10日以内に清算するものとします。

11. サービス提供における事業者の義務

(1) 事業者及び従業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取・確認をします。
- ③ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに甲の主治医又は乙の協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ④ 非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤ サービス従事者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ 事業者は利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行います。
- ⑦ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保管するとともに、ご利用者又はご家族の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。

(2) 守秘義務（契約書第13条参照）

- ① 事業者及びサービス従事者・従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ② 利用者に緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- ③ 事業者及びサービス従事者・従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう厳守するとともに、退職後においても同様の遵守事項とする必要な措置を講じます。

(3) 損害賠償について

- ① 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者（利用者）の生命・身体・財産に損害が生じた場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者（利用者）に対して損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

また、当該事由発生につき契約者（利用者）に過失がある場合は、事業者の損害賠償の額を減額することが出来ます。

- ② 事業者は事故の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

12. 契約者又は代理人の義務及び施設利用上の注意義務

- (1) サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、サービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー保護について十分な配慮をするものとします。
- (2) 施設の構築物や設備、居室の設備・備品等に通常の保守管理の限度を超える損害（滅失、破損、汚損もしくは変更）を与えた場合は、利用者又は代理人の費用により原状に復するか、事業者に対し相当の対価を払うものとします。
- (3) 甲又はその代理人は、当事業所の従業者や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
- (4) 甲又はその代理人と、乙又は乙の従業者の信頼関係の構築がより良いサービスを継続利用いただけることに繋がります。また、甲の生活の場である施設は、乙サービス従事者の職場でもあることを理解頂き、ハラスメント等のない、介護職員も安心して働ける環境づくりへの理解と協力をお願いします。

1 3. 契約の終了

(1) 契約の自動終了

- ① 利用者が他の介護保険施設等へ入所した場合
- ② 利用者の介護認定区分が、非該当（自立）、要支援 1 となった場合
- ③ 利用者の死亡、又は被保険者資格を喪失した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、やむを得ない事由により事業を閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合

(2) 契約者又は代理人からの契約終了の申し出

- ① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる等、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(3) 事業所からの契約終了

以下の事項に該当する場合には、10 日間の予告期間において、本契約を解除することが出来ます

- ① 契約書第 16 条記載の注意事項をたびたび繰り返す等、円滑なサービスを行うことが困難であると乙が判断した場合
- ② 甲又はその代理人が、乙や乙従事者、他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合
- ③ 甲又はその代理人は、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせた場合
- ④ 甲又はその代理人が法違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約目的を達成することが困難になった場合
- ⑤ サービス利用料金等、施設における生活継続に必要となる費用の支払いがなく、支払いが 1 か月以上遅延し、乙がこれを支払うように催促したにもかかわらず支払われない場合
- ⑥ 甲の行動が他の契約者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、且つ甲に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと乙が判断した場合
- ⑦ 伝染病疾患により他の契約者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め且つ甲の退居があるとき

⑧ 甲又はその代理人や家族等が、他の利用者及び乙の従事者に対して暴力又は乱暴な言葉、無理な要求、身体を触る、手を握る、卑猥な言動等がある場合、個人の情報を聞く、ストーカー行為とみなされる行動が見られる場合には、契約解除事由に該当していることを予告します。ただし、甲の現病を起因とするものについては、甲乙間で最善の方法を話し合っていくものとします。

1 4. 利用にあたっての留意事項

- (1) 面会時間は9：00～19：00迄とします。
時間外の方は事前にご連絡下さい。
- (2) 外出、外泊の際は、「外出・外泊届」を提出してください。
お一人での外出・外泊は厳禁とします。
- (3) 面会者に関する要望等がある場合には、別途、対応内容について、届出をお願いします。また、届出頂いた要望対応により発生した問題については、事業所は関与することは出来ません。
- (4) 入居者様の生活状況の情報提供、相談受付、各種連絡、重要事項（緊急時）連絡は、（別紙1）連絡先届出書記載の方へ行います。届出書への記載がない方への生活状況等の提供等は出来ません。
- (5) 入居者様の施設生活における意見や職員の対応状況等、施設に関するご要望に関しては、契約者代理人・身元保証人とその家族（関係者）と協議のうえ、意見集約のうえ、施設へご連絡ください。
- (6) 入居者が病院に通院される場合や処方薬の受け取りに関しては、原則、ご家族対応となります。やむを得ない事情により、対応が困難な場合や緊急を要する場合についてのみ、施設の職員が対応します。その際、協力医療機関以外の医療機関対応には、別途、料金が発生します。
- (7) その他留意事項
 - ・ 居室内に持ち込まれる家具、布団類等は、使い慣れたものをお持ちいただくこともできます。
 - ・ 火鉢、石油ストーブなど、火災につながる恐れのあるものの持ち込みはご遠慮下さい。
 - ・ 入居者のペットは、原則的に持ち込み禁止です。

15. 非常災害対策

災害時の対応	火災報知器（自動非常通報）→状況確認→火元がある場合は初期消火→避難誘導を行う。
防災設備 防災訓練等	防災設備/ 非常災害に際して必要な設備が消防法17条に基づき整備されています。 防災訓練/ 年2回実施します。 防火責任者/ _____

16. 緊急時の対応

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、あらかじめ届けられた（別紙1）連絡先に連絡するとともに、病院等に救急搬送するなど必要な処置を講じます。

17. 相談・苦情の受付について

○ご入居者相談・要望・苦情の受け付け

担当者 川上 智子

電 話 0436（36）7695

○外部相談・苦情申立て機関

市原市役所 高齢者支援課 0436（23）9873

18. 個人情報等の取扱い

利用者及び利用者家族・代理人等の貴重な個人情報を介護保険サービス提供機関として、以下の利用目的に沿って使用させていただきます。使用目的以外に使用することはありません。また、契約終了後においても同様とします。

- （1）介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- （2）利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議
- （3）利用者が医療サービスの利用を希望している場合、および主治医の意見を求める必要がある場合
- （4）利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- （5）医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整
- （6）行政の開催する評価会議、監査機関等、社会福祉及び福祉サービス向上のための状況提供
- （7）その他、サービス提供で必要な場合
- （8）上記（1）～（7）に記載している内容にかかわらず、緊急を要する連絡等

19. 確認・同意事項

- (1) 5. 利用対象者に該当しなくなった場合には、施設の利用が出来なくなります。この場合、身元保証人は速やかに身元を引き受けることに

[同意する・同意しない]

- (2) 「18. 個人情報等の取り扱い」に記載の内容について確認し、事業所がサービス提供をするうえで知り得た入居者またはその家族等に関する個人情報の利用に

[同意する・同意しない]

- (3) 事業者が、以下の利用方法において、入居者の写真・映像を使用することについて

・施設内における掲示 [同意する・同意しない]

・入居者家族への配布 [同意する・同意しない]

・広報・ホームページ・パンフレット等の作成に伴う掲載、ならびに公開・配布 [同意する・同意しない]

・ご家族への手紙の掲載、配布 [同意する・同意しない]

- (4) 生命、または身体を確保するため、「緊急やむを得ない事由」に該当する場合においては、身体拘束等、入居者の行動を制限することを行うことに

[同意する・同意しない]

①切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護、看護方法がない

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

- (5) 安全な生活環境づくりに努めていますが、高齢であることにより全身状態が急に悪化する場合や転倒も考えられます。転倒や転倒による骨折に関しては100%予防することは出来ません。ご入居者の状態を確認した結果、受診が必要であると判断した場合には、現場の判断を優先し、救急搬送することに

[同意する・同意しない]

救急搬送により病院受診をした結果、幸いにして警備である場合もありますが、救命を最優先とした対応であることをご了承ください。

- (6) 現病歴による診察等による病院受診は、家族対応を原則としますが、歯科診療については提携医療機関（かんざき歯科クリニック）による往診をご利用いただくことができます。
歯科診療について、希望される内容に○をつけてください。

1. 家族付き添い受診 2. 施設での訪問歯科利用（有料）

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人清風会
千葉県市原市平田1428番地
施設・事業所名 グループホームぬくもりの家今富

説明者氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定認知症対応共同生活介護サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に同意します。

契約者（利用者） 住所

氏名 印

契約者（代理人・身元保証人）

住所

氏名 印

契約者（代理人・身元保証人）

住所

氏名 印